

# 福岡県公報

平成21年12月25日  
第 3 0 5 5 号

## 目 次

告 示 (第1913号 - 第1952号)

都市計画の変更	(都市計画課)	..... 3
飼料の試験結果の概要	(畜産課)	..... 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	..... 5
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	..... 5
福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	..... 5
福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	..... 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 7

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 11
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 11
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 11

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	12
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	13
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	13
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	13
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) .....	14
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) .....	14
土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) .....	14
土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) .....	16
公 告	
災害拠点病院の指定 (医療指導課) .....	18
落札者等の公示 (八女農業高等学校) .....	18
公安委員会	
福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) .....	19
福岡県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則 (警察本部警務課) .....	20
情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正 する告示 (警察本部警務課) .....	21
交通誘導警備業務を行う区間の一部改正 (警察本部警務課) .....	21
技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) .....	22

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) .....	24
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の 開催 (警察本部生活環境課) .....	24
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の 開催 (警察本部生活環境課) .....	25
雑 報	
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	25
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	26
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	26
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	27
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	28
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	28
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	29
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	29
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	30
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	30
西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) .....	31
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	32
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	32
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	32
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	33
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	33
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	33
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	34
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	34
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	34
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	35
西日本宝くじの発売 (財 政 課) .....	35

告 示

福岡県告示第1913号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

八女都市計画道路を変更（八女都市計画道路3・4・1号新町高塚線、3・3・2号室岡平田線、3・4・7号大島稲富線及び3・4・8号吉田大福寺線）

福岡県告示第1914号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成21年10月から11月までに収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要（ ）内は表示成分									違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E kcal / kg	その他の検査 %		
石橋工業株式会社 福岡工場  福岡市中央区那の津 5 - 9 - 3	同 左	圧べんとうもろこし A95	平成 21年 10月	7.4	表 3.2	示	な	し 2.9	1.5			水分 13.7		
		ミックス1号 (肉用牛肥育用二種 混合飼料)	平成 21年 10月	8.9	表 2.5	示	な	し 3.0	1.6			水分 12.9		
ジェイエイ北九州く みあい飼料株式会社 福岡工場  福岡市中央区那の津 5 - 2 - 14	同 左	はかた一番どり用仕 上げ (プロイラー肥育後 期用配合飼料)	平成 21年 10月	(18.0) 19.1	(2.5) 7.9	(0.80) 1.04	(0.45) 0.53	(6.0) 2.6	(8.0) 4.8		(3,200) 3,204			
		くみあい配合飼料 S E W子豚ペレット (子豚育成用配合飼 料)	平成 21年 10月	(14.0) 14.2	(2.5) 3.2	(0.50) 0.73	(0.40) 0.47	(5.5) 2.9	(8.0) 4.0	(76.0) 76.6				
		くみあい配合飼料 S E W肉豚ペレット 雌 (肉豚肥育用配合飼 料)	平成 21年 10月	(13.0) 13.3	(2.5) 3.1	(0.50) 0.61	(0.40) 0.43	(6.5) 2.7	(7.0) 3.6	(77.0) 77.9				

門司飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区小森 江1-3-1	同 左	協同飼料かがやき (肉用牛肥育用配合 飼料)	平成 21年 11月	(12.0) 12.8	(2.0) 3.4	(0.35) 0.35	(0.30) 0.52	(10.0) 4.6	(10.0) 4.0	(73.0) 73.1				
		成鶏用飼料らんらん (成鶏飼育用配合飼 料)	平成 21年 11月	(15.0) 16.0	(2.0) 3.2	(2.60) 3.94	(0.55) 0.59	(6.0) 2.6	(14.0) 11.5		(2,800) 2,800			
		協同飼料子豚用I・ 愛 (子豚育成用配合飼 料)	平成 21年 11月	(16.0) 16.4	(4.0) 5.2	(0.50) 0.64	(0.35) 0.45	(5.0) 3.5	(8.0) 4.1	(79.0) 79.1				
伊藤忠飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区田野 浦海岸15-86	同 左	イトーチュー ニューグローア (大すう育成用配合 飼料)	平成 21年 10月	(13.0) 14.2	(2.5) 3.2	(0.80) 1.45	(0.50) 0.53	(6.0) 3.0	(9.0) 6.1		(2,850) 2,865			
		イトーチューレイヤ ー17M (成鶏飼育用配合飼 料)	平成 21年 11月	(17.0) 17.1	(3.0) 5.0	(2.80) 4.43	(0.45) 0.48	(5.0) 2.5	(15.0) 12.6		(2,800) 2,800			

福岡県告示第1915号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人家庭子どもセンター

(2) 代表者の氏名

篠崎 正美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉市入地1939番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域における形態も考え方も多様になった現代の家庭・家族・子どもに対して子育てをしやすいまちづくりを行うこと、ならびに、確かな学習に裏打ちされた家庭・家族・子どもへの相談や支援事業等の活動、子どもの健やかな成長発達に不可欠な仲間集団や異世代交流の拡充・推進を図ること。さらにまた将来的には、豊かなコミュニケーションと活力のある地域社会を形成するための情報発信に積極的に取り組む。市民の目線で、互いに支えあえる子育てネットワークやファミリーサポート、就労についての情報提供、職業能力向上の研修などをおこなうとともに、県内の他地域のNPOとも連携して、包括的な家庭・家族・子ども支援の

ネットワーク化の推進ならびに発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1916号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	157	久留米市合川町1642 - 1 福岡県北筑後保健福祉環境事務所久留米分庁舎内 久留米市食品衛生協会 会長 古賀毅	久留米市合川町1642 - 1 福岡県北筑後保健福祉環境事務所久留米分庁舎内 ほか1箇所	平成21年10月1日
旧		久留米市合川町1642 - 1 福岡県久留米保健福祉環境事務所内 久留米地区食品衛生協会 会長 古賀毅		

福岡県告示第1917号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	158	宗像市東郷1丁目2 - 1 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所内 遠賀食品衛生協会 会長 太田信幸	宗像市東郷1丁目2 - 1	平成21年

旧	遠賀郡水巻町吉田西2丁目17 - 7 福岡県遠賀保健福祉環境事務所内 遠賀食品衛生協会 会長 太田信幸	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所内	10月1日
---	--	--------------------	-------

福岡県告示第1918号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
54	久留米市新合川一丁目7番27号 久留米県土整備事務所建築指導課内 （社）福岡県建築士事務所協会県南支部	久留米市新合川一丁目7番27号 久留米県土整備事務所建築指導課内	平成21年12月14日

福岡県告示第1919号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
-----------	---------------	--------	-------

503	久留米市新合川一丁目7番27号 久留米県土整備事務所建築指導課内 (社)福岡県建築士会久留米支部	久留米市新合川一丁目7番27号 久留米県土整備事務所建築指導課内	平成21年12月15日
-----	---	----------------------------------	-------------

## 福岡県告示第1920号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字峯ノ元2019番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
飯塚市伊岐須1番地129  
篠原 利美

## 福岡県告示第1921号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年12月7日農林水産省告示第2395号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1922号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年12月13日農林水産省告示第2464号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに八女市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1923号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年12月14日農林水産省告示第2498号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1924号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月14日農林水産省告示第2502号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1925号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月7日農林水産省告示第2384号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1926号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月19日農林水産省告示第2605号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1927号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年12月23日農林水産省告示第2675号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに宮若市役所及び鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1928号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和59年1月11日農林水産省告示第20号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1929号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和59年1月11日農林水産省告示第29号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1930号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和59年1月11日農林水産省告示第30号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1931号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年1月17日農林水産省告示第97号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1932号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年1月18日農林水産省告示第121号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1933号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月23日農林水産省告示第2674号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1934号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年1月26日農林水産省告示第244号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1935号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年2月7日農林水産省告示第360号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び小竹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1936号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年6月18日農林水産省告示第1376号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1937号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年8月14日農林水産省告示第1623号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1938号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年10月24日農林水産省告示第2135号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1939号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年11月1日農林水産省告示第2196号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所

に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1940号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年11月24日農林水産省告示第2294号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1941号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月10日農林水産省告示第2360号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1942号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月11日農林水産省告示第2386号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1943号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月22日農林水産省告示第2470号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1944号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年2月9日農林水産省告示第231号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに朝倉市役所及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1945号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年5月4日農林水産省告示第662号（1及び2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1946号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年5月20日農林水産省告示第789号（2及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1947号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年6月4日農林水産省告示第839号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに嘉麻市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1948号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成21年12月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称  
特定非営利活動法人環境市民活動サポートセンター
- (2) 代表者の氏名  
三隅 佳子
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市八幡東区東田二丁目5番7号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、市民の環境活動を支援するために、環境団体、企業法人、個人、行政のネットワーク事業を行い、環境保全と地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1949号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年12月28日農林省告示第1659号（1に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月23日農林水産省告示第1636号（2に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1951号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 起業者の名称

福岡市

## 2 事業の種類

大浜地区住宅地区改良事業

## 3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市博多区大博町及び下呉服町地内

(2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡県福岡市博多区大博町及び下呉服町地内の大浜地区の6,720平方メートルを施行区域とする大浜地区住宅地区改良事業（以下「本件事業」という。）のうち、既に不良住宅の除却を完了している区域を除いた、上記の起業

地に係る6,682平方メートルの部分で、起業地において除却する必要がある不良住宅は57棟である。

本件事業は、福岡市が住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）第4条第1項の規定による改良地区の指定（平成14年5月国土交通省告示第427号）を受け、改良法第5条の規定による事業計画を定めた後、2回の計画変更を経て、平成21年7月9日に事業計画年度、土地利用計画及び住宅建設戸数について事業計画の変更（平成21年7月福岡市告示第216号）を行っている。

改良法第11条第1項は、施行者は改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合においては当該不良住宅又はこれに関する所有権以外の権利を収用することができる旨、改良法第13条第1項は、改良法第12条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては改良地区内の土地又はその土地に関する権利を収用することができる旨、改良法第16条は、改良法第11条第1項及び第13条第1項の規定による収用に関しては土地収用法の規定を適用する旨それぞれ規定していることから、改良法第11条第1項及び第13条第1項は、土地収用法第3条の特別規定である。すなわち、土地収用法による事業の認定を受ける場合、改良法第16条の規定は土地収用法第20条第1号に規定する「第3条各号の一に掲げるもの」を「住宅地区改良事業」に置き換える趣旨の規定である。

したがって、本件事業は、改良法による住宅地区改良事業として土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

(1)で述べたように、本件事業は、起業者である福岡市が改良法第4条第1項の規定による改良地区の指定を受け、改良法第5条の規定により事業計画を定め、3回の事業計画の変更を行っており、事業認定の前提として必要な法的手続を履践していることが認められる。また、福岡市は、既に本件事業の施行に必要な予算上の措置を講じている。

したがって、福岡市は、本件事業を遂行する権限に加え、これを遂行する十分な意思と能力を有すると認められるため、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、大浜地区の不良住宅を除却し、事業用地を整備したうえで、不良住宅に代わる73戸の改良住宅等の従前居住者用住宅を整備することにより、不良住宅が密集している同地区の住環境の整備改善を図るとともに、道路、緑地等の公共施設及び集会所等の地区施設を整備することによって、住民が健康で文化的な生活を営むに足りる改良住宅を集団的に建設し、公共の福祉に寄与することを目的とするものである。

大浜地区は、福岡市役所、JR博多駅から2km圏内の福岡市都心部の北東縁部に位置し、東側は御笠川、北側は県道後野福岡線に面する、博多祇園山笠で有名な博多部地域の一部で、古くからの街並みが残る市街地である。

同地区は、震災復興土地画整理事業の区域からは外れたため、狭小な木造住宅等が密集し、これらの建物の老朽化が極度に進んでいるため、火災発生時の危険性が極めて高い状態にある。また、地区内の区画道路は全て4m未満の狭隘道路であり、ほぼ直角に屈曲している箇所が7箇所もあるため、救急車、消防車等の緊急車両の進入は困難である。さらに、同地区は公共施設の整備が遅れ、特に道路が著しく不足しており、道路に接していない敷地が多数存在しているうえ、建物所有者等が高齢者、低所得者等であること、建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正等により建築基準が厳しくなっていること等から、狭小な敷地において建物所有者等自身による建替えは非常に困難な状況となっている。

このように、大浜地区は、防災上、住環境上も多くの問題を抱えている。

本件事業の完成により、大浜地区の狭小な生活道路による防災上の問題点と老朽化した木造住宅等の密集した状況が改善されることで、同地区の住民の福祉や住環境が著しく向上するとともに、周辺地域と整合した一体的な整備及び発展が見込まれることにより、地域への愛着やコミュニティ機能の向上が図られ、都心居住を誘導し、地域の活力を高める等、社会的、経済的に及ぼす効果が著しく、公益に資するところは極めて大きいものがある。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）及び「福岡市環境影響評価条例」（平成10年福岡市条例第18号）に定める対象事業となっていないものの、起業者である福岡市が任意で本

件事業の施行に起因する大気質及び騒音について検討を行ったところ、環境基準を満たすものと予測される。また、工事の実施に当たっては、建設機械は低騒音・低振動型機械を使用するなどの対策を講じることにより、工事期間中における地域住民の生活環境の悪化を極力小さくすることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

希少性がある動物・植物に与える影響については、起業者が既存文献等により調査したところ、生息・生育しておらず、改変面積が僅かであることから、軽微であると予測され、工事施工中に確認された場合は、改変地区外の環境が類似している場所への移動等の措置を講じることにより、保全できるものと考えられる。

また、本件事業の施行区域には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、工事施工中に発見された場合には、関係機関に所要の届出を行うとともに、適切な措置を講じることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

(1)で述べたように、本件事業は、起業者である福岡市が改良法第4条第1項の規定による改良地区の指定を受け、改良法第5条の規定により事業計画を定め、3回の事業計画の変更を行っており、改良法による住宅地区改良事業として必要な基準等を満たしていることが認められる。

また、本件事業の事業計画は、大浜地区の住民の意向、道路、街路計画との整合性及び大浜地区周辺との調和を総合的に勘案して決定したものであり、同地区の住環境の改善整備に最も有効かつ合理的な計画であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与するものと

認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、大浜地区は、防災上、住環境上も多くの問題を抱えていること、福岡市においては大浜地区の地権者、居住者等で組織された大博町7区整備準備協議会から「大博町7区における住宅地区改良事業の導入についての要望書」が提出されていること等を踏まえ、住宅地区改良事業の導入を決定したことなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、福岡市が改良法第4条第1項の規定により国土交通大臣から改良地区の指定を受けた施行区域内であり、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

したがって、本件事業は、不良住宅若しくはこれに関する所有権以外の権利又は土地若しくはその土地にある土地収用法第5条第1項第1号に掲げる権利を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった大浜地区住宅地区改良事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

#### 5 土地収用法第26条の2（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）に規定する図面の縦覧場所

福岡市博多区役所（総務企画課）

福岡県告示第1952号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、

同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

朝倉市

2 事業の種類

甘木地域センター（仮称）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県朝倉市甘木字八日町及び字西鶴地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である朝倉市は、本件事業を施行する権能を有する主体であると認められ、平成21年度一般会計予算により既に本件事業に係る財源措置を講じているので、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、朝倉市が同市甘木字八日町及び字西鶴地内において、地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設であると同時に、防災避難施設としての機能も併せ持った施設を整備するものである。

甘木地区の中心市街地は戦災を受けなかったこともあり、入り組んだ細街路が残るなど、道路等の都市基盤が十分に整備されていない状況にあり、密集する木造住宅の連たんと相まって、防災及び相隣環境上問題を抱えている。現在の甘木公民館

は昭和22年に旧朝倉郡甘木町が料亭跡を入手し、公民館として使用してきた木造2階建ての施設である。このため、施設の老朽化・狭隘化が著しく、公民館活動に支障を来している。

そこで、朝倉市は、甘木公民館の改築について検討を行うとともに、地元建設委員会と協議を重ねた結果、施設の内容については、地域住民の社会教育活動を担う公民館機能だけでなく、地域コミュニティ活動の拠点としての地域住民の交流施設として計画すべきという方向性を出しており、同時に防災避難施設としての機能や近接する都市計画公園との相互利用も考慮することとしている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、多目的な複合施設を整備することから、公民館の老朽化・狭隘化により利用面で著しく阻害されている社会教育活動を改善し、施設の整備・拡充を通じて地域活性化を推進し、生活文化の振興、社会福祉の増進を図り、地域住民相互間の連帯意識の高揚や地域コミュニティの醸成を促進する等、地域住民の交流や活動の活性化に相当の効果が見込まれる。また、住環境の向上が見込まれるとともに、今後の地区活性化の展開の中心となることが期待でき、さらに、防災避難拠点としての機能を隣接する都市計画公園との相互活用により一層発揮し、安心安全なまちづくりを推進する効果も期待できる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、交通の利便性、住民集散の利便性、環境、経済的合理性、都市計画・周辺土地利用との整合性、経済波及効果、工事の施工性の面等から3案について検討を行っている。その結果、交通の利便性に優れていること、視認性が良く、住民の集散に便利であること、環境面に優れていること、都市計画公園との整合性が図れ、防災効果に優れていること、民間開発や地域活性化への誘導が可能で経済波及効果に優れていること、工事の施工性に優れていること等、社会的、技術的、経済的な面から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。  
したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、現在の甘木公民館の老朽化・狭隘化が著しく、公民館活動に支障を来していること、地元の甘木町振興会からも甘木公民館の改築に関する要望書が提出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、朝倉市から申請のあった甘木地域センター（仮称）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

朝倉市役所（市街地活性化推進室）

公 告

公告

災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るため、平成21年12月11日付けで次の病院を災害拠点病院として指定したので、公告する。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

災害拠点病院の区分	病院の名称	所在地
-----------	-------	-----

地域災害医療センター	福岡東医療センター	古賀市千鳥1丁目1-1
地域災害医療センター	福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原800-1

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
製茶ライン 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県立八女農業高等学校
  - (2) 所在地  
八女市本町2-160
- 3 落札者を決定した日  
平成21年11月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
九州製茶機販株式会社
  - (2) 住所  
八女市本696番地の1
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
46,515,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成21年10月16日

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会規則第24号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年12月25日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節の2 組織犯罪対策局（第3条の2）」を削る。

第2条の2を次のように改める。

（副部長）

第2条の2 暴力団対策部に、副部長を置く。

2 副部長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第1節の2を削る。

第26条第1項中「、組織犯罪対策局に置くもののほか」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第32条及び第33条を次のように改める。

（科学捜査研究所）

第32条 科学捜査研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鑑定及び現場検査に関すること。
- (2) 科学捜査についての調査、研究及び実験に関すること。

（機動捜査隊）

第33条 機動捜査隊は、次の事務に従事する。

- (1) 機動捜査に関すること。
- (2) 初動捜査に関すること。

第33条の2を削る。

第34条及び第35条を次のように改める。

（暴力団対策部の分課）

第34条 暴力団対策部に、次の課を置く。

組織犯罪対策課

暴力団犯罪捜査課

北九州地区暴力団犯罪捜査課

薬物銃器対策課

（組織犯罪対策課）

第35条 組織犯罪対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組織犯罪対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 組織犯罪に係る資料及び情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に係る捜査及び同法の運用に関すること。
- (4) 暴力団の排除活動及びその関係者の保護に関すること。
- (5) 犯罪による収益に係る情報の収集及び分析並びに捜査に関すること。
- (6) 国際的な犯罪捜査に関すること。
- (7) 国際捜査共助に関すること。
- (8) 通訳及び翻訳に関すること。
- (9) 暴力団対策部の庶務に関すること。

第35条の次に次の3条を加える。

（暴力団犯罪捜査課）

第35条の2 暴力団犯罪捜査課は、暴力団等に係る犯罪（北九州地区暴力団犯罪捜査課の所掌に属するものを除く。）の捜査に従事する。

（北九州地区暴力団犯罪捜査課）

第35条の3 北九州地区暴力団犯罪捜査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 北九州市に主たる事務所の所在地を有する指定暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。
- (2) 北九州市に所在地を有する警察署、福岡県行橋警察署及び福岡県豊前警察署の管轄区域における暴力団等に係る犯罪（前号に掲げるものを除く。）の捜査に関する

こと。

(薬物銃器対策課)

第35条の4 薬物銃器対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 麻薬、覚せい剤その他の薬物関係事犯の取締りに関すること。
- (2) けん銃その他の銃器関係事犯の取締りに関すること。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第25号

福岡県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年12月25日

福岡県公安委員会

福岡県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第1条 福岡県警察署協議会に関する規則(平成13年福岡県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「福岡県前原警察署協議会」を「福岡県糸島警察署協議会」に改める。

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第2条 交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県前原警察署の部を次のように改める。

福岡県糸島警察署	波多江交番	糸島市波多江駅北4丁目5番13号
	駅前交番	糸島市前原中央1丁目1番9号
	二丈交番	糸島市二丈深江525番地の1
	野北駐在所	糸島市志摩野北2163番地の1
	可也駐在所	糸島市志摩初26番地の8
	引津駐在所	糸島市志摩久家2397番地の2

大門駐在所	糸島市大門72番地の3
長糸駐在所	糸島市長野1546番地の3
福吉駐在所	糸島市二丈吉井4074番地の50

(福岡県警察職員特別賞じゅつ金支給規則の一部改正)

第3条 福岡県警察職員特別賞じゅつ金支給規則(昭和39年福岡県公安委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「刑事部長」を「刑事部長  
暴力団対策部長」に改める。

(刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第4条 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年福岡県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「刑事部」の次に「、暴力団対策部」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第5条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年福岡県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「刑事部」の次に「、暴力団対策部」を加える。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第6条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年福岡県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、刑事部組織犯罪対策局長」を削り、「並びに刑事部の捜査第一課、組織犯罪対策局組織犯罪対策課、同局捜査第四課及び同局薬物銃器対策課」を「及び刑事部捜査第一課」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、

第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団対策部長、暴力団対策部副部長並びに暴力団対策部の組織犯罪対策課、暴力団犯罪捜査課、北九州地区暴力団犯罪捜査課及び薬物銃器対策課の警視以上の階級にある警察官

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第7条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年福岡県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「刑事部」の次に「、暴力団対策部」を加える。

(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第8条 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第27条の2第1項の表及び第28条第3項中「福岡県前原警察署」を「福岡県糸島警察署」に改める。

別表第1一般国道の部202号の項中「糸島郡二丈町大字深江」を「糸島市二丈深江」に、「前原市大字東」を「糸島市東」に、「糸島郡二丈町大字福井」を「糸島市二丈福井」に、「同町大字鹿家」を「同市二丈鹿家」に改め、同部497号の項中「前原市大字東」を「糸島市東」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

福岡県警察本部告示第62号

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年12月25日

福岡県警察本部長 田 中 法 昌

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第1条 情報公開窓口設置規程(平成14年6月福岡県警察本部告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表前原警察署情報公開窓口の項中

前原警察署情報公開窓口	前原市前原中央1丁目6番1号 福岡県前原警察署内
-------------	-----------------------------

を

糸島警察署情報公開窓口	糸島市前原中央1丁目6番1号 福岡県糸島警察署内
-------------	-----------------------------

に改める。

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第2条 個人情報保護窓口設置規程(平成18年3月福岡県警察本部告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表前原警察署個人情報保護窓口の項中

前原警察署個人情報保護窓口	前原市前原中央1丁目6番1号 福岡県前原警察署内
---------------	-----------------------------

を

糸島警察署個人情報保護窓口	糸島市前原中央1丁目6番1号 福岡県糸島警察署内
---------------	-----------------------------

に改める。

附 則

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第375号

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定により福岡県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務(平成19年1月福岡県公安委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行する。

平成21年12月25日

## 福岡県公安委員会

表の県道の部前原富士線の項中「前原市」を「糸島市」に改め、同部大野城二丈線の項及び福岡志摩前原線の項中「前原市及び糸島郡」を「及び糸島市」に改め、同部福岡早良大野城線の項中「前原市」を「糸島市」に改め、同部福岡志摩線の項中「前原市及び糸島郡」を「糸島市」に改め、同部藤川二丈線の項中「糸島郡」を「糸島市」に改め、同部宮ノ浦前原線の項中「前原市及び糸島郡」を「糸島市」に改め、同部瑞梅寺池田線の項中「前原市」を「糸島市」に改め、同部津和崎潤線の項及び波呂神在線の項中「前原市及び糸島郡」を「糸島市」に改める。

## 福岡県公安委員会告示第379号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成21年12月25日

福岡県公安委員会

## 1 審査の種類

技能検定員審査

## 2 審査に係る免許の種類

- (1) 大型自動車第二種免許（大型二種）
- (2) 中型自動車第二種免許（中型二種）
- (3) 普通自動車第二種免許（普通二種）
- (4) 大型自動車免許（大型）
- (5) 中型自動車免許（中型）
- (6) 普通自動車免許（普通）
- (7) 大型自動二輪車免許（大自二）
- (8) 普通自動二輪車免許（普自二）
- (9) 大型特殊自動車免許（大特）
- (10) 牽引自動車免許（牽引）

## 3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	場 所	審査項目
ア 平成22年1月27日（水曜日） 午前9時00分～午後3時00分	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 「福岡県指定自動車学校協会」	知 識
イ 平成22年1月28日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分		
平成22年2月1日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	北九州市八幡西区御開3-38-1 「八幡自動車学校」	技 能
平成22年2月2日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	北九州市門司区黒川西2-6-1 「アイルモータースクール関門」	技 能

## 4 審査の申請手続等及び受付期間

## (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部交通部運転免許試験課（以下「運転免許試験課」という。）へ提出すること。

審査に係る免許の種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合 の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	22,450円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	24,700円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	20,500円	
大自二、普自二、大特、牽引 （以下「特定第一種」という。）	14,100円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成22年1月20日（水曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成22年1月20日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く)を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811 - 1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型二種、中型二種、普通二種に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円

3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型、中型に係る額	普通に係る額	特定一種に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,050円	6,750円	2,250円
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

備考

ア 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては14,950円、「普通車」にあつては11,650円、「特定第一種」にあつては4,650円を減ずるものとする。

イ 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては4,600円、「普通車」にあつては4,100円、「特定第一種」にあつては4,600円を減ずるものとする。

ウ 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては23,950円、「普通車」にあつては19,700円、「特定第一種」にあつては13,300円を減ずるものとする。

## 福岡県公安委員会告示第380号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成21年12月25日

福岡県公安委員会

## 1 講習の日時、場所

日 時	場 所
平成22年1月12日（火） 13：00～16：00	福岡県筑紫野市大字袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場
平成22年2月9日（火） 13：00～16：00	
平成22年3月9日（火） 13：00～16：00	

## 2 講習の使用銃種、射撃方式及び受講可能人数

使用銃種	射撃方式	受講可能人数
大口径ライフル銃	大口径ライフル銃等射撃	6名
ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃		
散弾銃	スキート射撃	6名

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃

砲に適合する実包を必ず持参すること。

- (5) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第381号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成21年12月25日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時  
平成22年1月21日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所  
北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第382号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成21年12月25日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年1月15日（金） 13:30～16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 道場	小倉南警察署
平成22年1月21日（木） 13:30～16:30	八女郡黒木町大字桑原248番地1 黒木警察署 会議室	黒木警察署
平成22年1月26日（火） 13:30～16:30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 雑 報

## 西日本宝くじ事務協議会告示第77号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1957回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1957回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成22年1月13日から  
平成22年1月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年1月13日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	200,000円	80本
2 等	30,000円	136本

3	等	5,000円	2,800本
4	等	1,000円	42,000本
5	等	300円	200,000本
6	等	100円	400,000本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第78号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1958回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1958回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年1月13日から  
平成22年1月26日まで
- 6 抽せん日 平成22年1月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年2月2日

## 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	39本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	80本
4等	10,000円	800本
5等	5,000円	8,000本
6等	1,000円	40,000本
7等	100円	400,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第79号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1959回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1959回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年1月27日から  
平成22年2月9日まで
- 6 抽せん日 平成22年2月12日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年2月17日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	39本
2等	100,000円	80本
3等	10,000円	800本
4等	5,000円	8,000本
5等	500円	120,000本
6等	100円	400,000本

### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第80号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1960回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1960回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年2月3日から  
平成22年2月16日まで
- 6 抽せん日 平成22年2月18日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年2月23日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	60,000,000円	1本
1等の前後賞	20,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	39本
2等	10,000,000円	2本
3等	500,000円	40本
4等	30,000円	400本
5等	10,000円	8,000本
6等	1,000円	40,000本
7等	200円	400,000本

### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第81号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1961回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1961回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年2月17日から  
平成22年2月23日まで
- 6 抽せん日 平成22年2月25日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年3月2日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	20,000円	250本
4 等	3,000円	2,500本

5 等	1,000円	50,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第82号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1962回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1962回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年2月17日から  
平成22年3月2日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年2月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	300,000円	70本
2	等	30,000円	350本
3	等	5,000円	29,652本
4	等	1,000円	59,458本
5	等	100円	700,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第83号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1963回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- |   |                   |                              |
|---|-------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称               | 第1963回西日本宝くじ                 |
| 2 | 受託銀行等の名称<br>及び所在地 | 株式会社みずほ銀行<br>東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数          | 300,000,000円<br>10万通 30組     |
| 4 | 証 票 金 額           | 1枚 100円                      |
| 5 | 発 売 期 間           | 平成22年2月24日から<br>平成22年3月9日まで  |
| 6 | 抽 せ ん 日           | 平成22年3月11日                   |

7 当せん金支払開始日 平成22年3月16日

## 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	30本
2 等	30,000円	600本
3 等	3,000円	6,000本
4 等	1,000円	30,000本
5 等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第84号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1964回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- |   |                   |                              |
|---|-------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称               | 第1964回西日本宝くじ                 |
| 2 | 受託銀行等の名称<br>及び所在地 | 株式会社みずほ銀行<br>東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数          | 700,000,000円<br>350万通        |
| 4 | 証 票 金 額           | 1枚 200円                      |

5 発 売 期 間 平成22年3月3日から  
平成22年3月16日まで

6 当せん金支払開始日 平成22年3月3日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	600,000円	14本
2 等	300,000円	14本
3 等	10,000円	3,500本
4 等	5,000円	3,500本
5 等	1,000円	92,050本
6 等	500円	92,050本
7 等	200円	350,000本
8 等	100円	350,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第85号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1965回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

1 名 称 第1965回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5

3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組

4 証 票 金 額 1枚 100円

5 発 売 期 間 平成22年3月10日から  
平成22年3月16日まで

6 抽 せ ん 日 平成22年3月18日

7 当せん金支払開始日 平成22年3月23日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	50,000円	25本
4 等	10,000円	250本
5 等	5,000円	5,000本
6 等	1,000円	25,000本
7 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第86号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1966回

西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1966回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円  
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年3月10日から  
平成22年3月25日まで
- 6 抽せん日 平成22年3月29日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年4月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	60,000,000円	1本
1等の前後賞	20,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	44本
2 等	500,000円	45本
3 等	50,000円	900本
4 等	5,000円	9,000本
5 等	1,000円	90,000本
6 等	200円	450,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第87号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1967回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1967回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年3月17日から  
平成22年3月31日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年3月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	35本
2 等	30,000円	350本
3 等	5,000円	1,190本
4 等	2,000円	59,850本
5 等	500円	169,190本

6	等	100円	700,000本
---	---	------	----------

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第1968回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 300,000,000円<br>1組10万通 30組  |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 100円                     |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年4月1日から<br>平成22年4月13日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 127,450,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 30,283,995円         |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 21,840,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成22年1月15日                  |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第1969回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 800,000,000円<br>400万通       |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 200円                     |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年4月1日から<br>平成22年4月13日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 352,168,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 72,603,804円         |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 61,920,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成22年1月15日                  |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1970回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数             | 400,000,000円<br>1組10万通 40組   |
| 3 証票金額                 | 1枚 100円                      |
| 4 発売期間                 | 平成22年4月14日から<br>平成22年4月27日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 165,950,000円         |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 39,588,045円          |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 29,120,000円          |
| 8 受託申請期限               | 平成22年1月15日                   |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 1 名 称      | 第1971回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数 | 500,000,000円<br>1組10万通 50組   |
| 3 証票金額     | 1枚 100円                      |
| 4 発売期間     | 平成22年4月28日から<br>平成22年5月11日まで |
| 5 当せん金の総額  | 発売総額に対し 215,900,000円         |

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 49,219,590円 |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 36,400,000円 |
| 8 受託申請期限               | 平成22年1月15日          |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1972回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数             | 700,000,000円<br>350万通        |
| 3 証票金額                 | 1枚 200円                      |
| 4 発売期間                 | 平成22年5月12日から<br>平成22年5月25日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 307,930,000円         |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,804,615円          |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 54,180,000円          |
| 8 受託申請期限               | 平成22年1月15日                   |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1973回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 700,000,000円<br>350万通          |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年 5月26日から<br>平成22年 6月 8日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 308,105,000円           |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,589,627円            |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 54,180,000円            |
| 8 受託申請期限               | 平成22年 1月15日                    |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1 名 称      | 第1974回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円 |

1組10万通 30組

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 100円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年 6月 5日から<br>平成22年 6月15日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 127,450,000円           |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,565,795円            |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 21,840,000円            |
| 8 受託申請期限               | 平成22年 1月15日                    |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1975回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 400,000,000円<br>1組10万通 40組     |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 100円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年 6月16日から<br>平成22年 6月29日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 165,950,000円           |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 39,663,645円            |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 29,120,000円            |

## 8 受託申請期限 平成22年1月15日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1976回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数             | 1,000,000,000円<br>1組10万通 50組 |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 200円                      |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年6月23日から<br>平成22年7月6日まで  |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 434,900,000円         |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 87,266,445円          |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 53,700,000円          |
| 8 受託申請期限               | 平成22年1月15日                   |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第1977回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 800,000,000円<br>400万通       |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 200円                     |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年6月23日から<br>平成22年7月6日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 352,200,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 72,574,320円         |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 61,920,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成22年1月15日                  |